

市再生事業に係る認可等の特例(第四十二条 第四十五条)に改め、「要請」の下に「及び提案」を加え、「第五十七条」を「第五十七条の二」に、「第五節 都市再生整備推進法人(第七十三条 第七十八条)」を「第五節 都市再生整備歩行者経路協定(第七十二条の二)」に改める。

第六節 都市再生整備推進法人(第七十三条 第七十八条)

第十五条第二項第三号中「の整備」の下に「及び管理」を加える。

第三十条第一項中「第一条第八項」を「第一条第九項」に改める。

第四章に次の二節を加える。

第四節 都市再生歩行者経路協定

(都市再生歩行者経路協定の締結等)

第四十五条の二 都市再生緊急整備地域内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。以下「借地権等」という。)有する者(土地区画整理法第九十八条第一項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法昭和五十一年法律第六十七号)以下「大都市住宅等供給法」という。)第八十三条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する從前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下この節において「土地所有者等」と総称する。)は、その全員の合意により、当該都市再生緊急整備地域内における都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路(以下「都市再生歩行者経路」という。)の整備又は管理に関する協定(以下「歩行者経路協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に對応する從前の土地)の区域内に借地権等の目的となつている土地がある場合においては、当

該借地権等の目的となつてている土地の所有者の合意を要しない。

2 都市再生歩行者経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都市再生歩行者経路協定の目的となる土地の区域(以下「協定区域」という。)及び都市再生歩行者経路の位置

二 次に掲げる都市再生歩行者経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ 前号の都市再生歩行者経路を構成する道路の幅員又は路面の構造に関する基準

ロ 前号の都市再生歩行者経路を構成する施設(エレベーター、エスカレーターその他他の歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のために必要な設備を含む。)の整備又は管理に関する事項

ハ その他都市再生歩行者経路の整備又は管理に関する事項

三 都市再生歩行者経路協定の有効期間

四 都市再生歩行者経路協定に違反した場合の措置

3 都市再生歩行者経路協定においては、前項各号に掲げるもののほか、都市再生緊急整備地域内の土地のうち、協定区域に隣接した土地であつて、協定区域の一部とすることによるものとの総称する。

2 建築主事を置かない市町村の市町村長は、第四十五条の二第二項第二号に掲げる事項に建築物に関する事項を定めた都市再生歩行者経路協定について同条第四項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書を添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

3 市町村長は、第四十五条の二第四項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ当該都市再生歩行者経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示しなければならない。

4 都市再生歩行者経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る都市再生歩行者経路協定

の縦覧等)

第四十五条の三 市町村長は、前条第四項の認

可の申請があつたときは、国土交通省令で定

めるところにより、その旨を公告し、当該都

市再生歩行者経路協定を公告の日から二週間

関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関

係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当

該都市再生歩行者経路協定について、市町村

長に意見書を提出することができる。

(都市再生歩行者経路協定の認可)

第四十五条の四 市町村長は、第四十五条の二該当するときは、同項の認可をしなければならない。

1 申請手続が法令に違反しないこと。

2 土地又は建築物その他の工作物の利用を

不适当に制限するものでないこと。

3 第四十五条の二第二項各号に掲げる事項

二 該協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該協定区域隣接地に關する事項を含む。)に

三 (当該都市再生歩行者経路協定において協

定区域隣接地を定める場合にあっては、当

該協定区域隣接地に關する事項を含む。)に

ついて国土交通省令で定める基準に適合す

るものであること。

4 その他当該都市再生緊急整備地域の地域

整備方針に適合するものであること。

2 建築主事を置かない市町村の市町村長は、第四十五条の二第二項第二号に掲げる事項に建築物に関する事項を定めた都市再生歩行者経路協定について同条第四項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書を添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

3 市町村長は、第四十五条の二第四項の認可

をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ当該都市再生歩行者経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域

である旨を当該協定区域内に明示しなければならない。

(認可の申請に係る都市再生歩行者経路協定

ならない。

(都市再生歩行者経路協定の変更)

第四十五条の五 協定区域内の土地に係る土地

所有者等(当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、都市再生歩行者

経路協定において定めた事項を変更しようと

する場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならぬ。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可につい

て準用する。

(協定区域からの除外)

第四十五条の六 協定区域内の土地(土地区画

整理法第九十八条第一項の規定により仮換地

として指定された土地にあっては、当該土地

に對応する從前の土地)で当該都市再生歩行

者経路協定の効力が及ばない者の所有するも

の全部又は一部について借地権等が消滅し

た場合においては、当該借地権等の目的と

なつていていた土地(同項の規定により仮換地と

して指定された土地に對応する從前の土地に

あつては、当該土地についての仮換地として

指定された土地)は、当該協定区域から除外

されるものとする。

2 協定区域内の土地で上地区画整理法第九

八条第一項の規定により仮換地として指定さ

れたもののが、同法第八十六条第一項の換地計

画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項

の換地計画において當該土地に對応する從前

の土地についての換地として定められず、か

つ、土地区画整理法第九十一条第三項(大都

市住宅等供給法第八十二条第一項において準

用する場合を含む。)の規定により當該土地に

對応する從前の土地の所有者に対してその共

有持分を与えるように定められた土地として

も定められなかつたときは、當該土地は、土

地区画整理法第一百三条第四項(大都市住宅等

供給法第八十三条において準用する場合を含

む。)の規定による公告があつた日が終了した

<p>(経過措置)</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の都市再生特別措置法(以下「新都市再生特別措置法」という。)第十五条の規定により地域整備方針が定められるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の都市再生特別措置法(以下「旧都市再生特別措置法」という。)第十五条の規定により定められている地域整備方針は、新都市再生特別措置法第十五条の規定により定められた地域整備方針とみなす。</p> <p>第三条 この法律の施行の際現に旧都市再生特別措置法第四十六条の規定により作成されている都市再生整備計画は、新都市再生特別措置法第四十六条の規定により作成された都市再生整備計画とみなす。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)</p> <p>第六条 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条第一項中「第一条第八項」を「第一条第九項」に改める。</p> <p>独立行政法人都市再生機構法の一部改正</p>	<p>第七条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第四十四条第一項中「第八項」を「第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。</p> <p>理由</p> <p>都市の再生を一層推進するため、都市再生緊急整備地域内の一団の土地の所有者等による都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理に関する協定の締結について定めるとともに、都市再生整備推進法人が施行する公共施設等の整備に関する事業に係る都市開発資金の無利子貸付制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>
---	---

平成二十一年四月三十日印刷

平成二十一年五月一日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D